

○国家公安委員会規則第七号

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十七号）の施行に伴い、関係法律の規定に基づき、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十九年七月五日

国家公安委員会委員長 松本 純

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係国

家公安委員会規則の整備に関する規則

（警備業の要件に関する規則の一部改正）

第一条 警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のようになおめ、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>〔一〕四十 略〕</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p> <p>〔イ〕ホ 略〕</p> <p>〔四十二〕四十六 略〕</p> <p>四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p> <p>〔イ〕ハ 略〕</p> <p>ニ 組織的犯罪処罰法第六条に規定する罪</p> <p>ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪</p> <p>(1) 爆発物取締罰則第三条に規定する罪</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第二条 〔同上〕</p> <p>〔一〕四十 同上〕</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p> <p>〔イ〕ホ 同上〕</p> <p>〔四十二〕四十六 同上〕</p> <p>四十七 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ハ 同上〕</p> <p>ニ 組織的犯罪処罰法第六条、第七条又は第九条から第十一条までに規定する罪</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p>

- 
- (2) 刑法第七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第二項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二又は第二百三十六条に規定する罪
- (3) 労働基準法第一百七十七条に規定する罪
- (4) 職業安定法第六十三条に規定する罪
- (5) 児童福祉法第六十条第一項に規定する罪
- (6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八又は第十号の九に規定する罪
- (7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項に規定する罪
- (8) 競馬法第三十条第三号に規定する罪
- (9) 自転車競技法第五十六条第二号に規定する罪
- (10) 小型自動車競走法第六十一条第二号に規定する罪
- (11) モーターボート競走法第六十五条第二号に規定する罪
- (12) 覚せい剤取締法第四十一条第一項、第四十一条の二第二項若しくは第二項、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第四十一条の四第一項第三号から第五号までに規定する罪
- (13) 旅券法第二十三条第一項第一号に規定する罪
- (14) 出入国管理及び難民認定法第七十四条第一項、第七十四条の
-

- 
- 二第二項、第七十四条の四第一項、第七十四条の六の二第二項又は第七十四条の八第二項に規定する罪
- (15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪
- (16) 武器等製造法第三十一条第一項、第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第四号（猟銃の製造に係る部分に限る。）に規定する罪
- (17) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条に規定する罪
- (18) 売春防止法第八条第一項（第七条第二項に係る部分に限る。）、第十一条第二項、第十二条又は第十三条に規定する罪
- (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪
- (20) 著作権法百十九条第二項第三号に規定する罪
- (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号又は第十四号に規定する罪
-

<p>(22) 火炎びんの使用等の処罰に関する法律第二条第一項に規定する罪</p> <p>(23) 貸金業法第四十七条第一号又は第二号に規定する罪</p> <p>(24) 麻薬特例法第六条第一項に規定する罪</p> <p>(25) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第五条第一項、第六条第一項又は第七条第六項から第八項までに規定する罪</p> <p>(26) 組織的犯罪処罰法第三条第一項（同項第二号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）若しくは第二項（同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）、第七条（同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第七条の二第二項、第九条第一項から第三項まで又は第十条第一項に規定する罪</p> <p>(27) 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪</p> <p>～   組織的犯罪処罰法第七条、第七条の二又は第九条から第十一条までに規定する罪</p> <p>〔四十八～五十三 略〕</p> <p>五十四 会社法第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪</p> <p>〔五十五～五十八 略〕</p>	<p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>〔四十八～五十三 同上〕</p> <p>五十四 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪</p> <p>〔五十五～五十八 同上〕</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。



(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和六十年国家公安委員会規則第一

号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第六条 法第四条第一項第三号(法第三十一条の二十三において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>〔一〕四十 略〕</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。)第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p> <p>〔イ〕ホ 略〕</p> <p>〔四十二〕四十六 略〕</p> <p>四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p> <p>〔イ〕ハ 略〕</p> <p>ニ 組織的犯罪処罰法第六条に規定する罪</p> <p>ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第六条 〔同上〕</p> <p>〔一〕四十 同上〕</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号において「麻薬特例法」という。)第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p> <p>〔イ〕ホ 同上〕</p> <p>〔四十二〕四十六 同上〕</p> <p>四十七 〔同上〕</p> <p>〔イ〕ハ 同上〕</p> <p>ニ 組織的犯罪処罰法第六条、第七条又は第九条から第十一条までに規定する罪</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p>



- 
- (1) 爆発物取締罰則第三条に規定する罪
  - (2) 刑法第七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第二項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二又は第二百三十六条に規定する罪
  - (3) 労働基準法第一百七十七条に規定する罪
  - (4) 職業安定法第六十三条に規定する罪
  - (5) 児童福祉法第六十条第一項に規定する罪
  - (6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八又は第十号の九に規定する罪
  - (7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項に規定する罪
  - (8) 競馬法第三十条第三号に規定する罪
  - (9) 自転車競技法第五十六条第二号に規定する罪
  - (10) 小型自動車競走法第六十一条第二号に規定する罪
  - (11) モーターボート競走法第六十五条第二号に規定する罪
  - (12) 覚せい剤取締法第四十一条第一項、第四十一条の二第二項若しくは第二項、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第四十一条の四第一項第三号から第五号までに規定する罪
  - (13) 旅券法第二十三条第一項第一号に規定する罪
-

- 
- (14) 出入国管理及び難民認定法第七十四条第一項、第七十四条の二第二項、第七十四条の四第一項、第七十四条の六の二第二項又は第七十四条の八第二項に規定する罪
- (15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪
- (16) 武器等製造法第三十一条第一項、第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第四号（猟銃の製造に係る部分に限る。）に規定する罪
- (17) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条に規定する罪
- (18) 売春防止法第八条第一項（第七条第二項に係る部分に限る。）、第十一条第二項、第十二条又は第十三条に規定する罪
- (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪
- (20) 著作権法第百十九条第二項第三号に規定する罪
- (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号又は第十四号に規定する罪
-

罪

(22) 火炎びんの使用等の処罰に関する法律第二条第一項に規定する罪

(23) 貸金業法第四十七条第一号又は第二号に規定する罪

(24) 麻薬特例法第六条第一項に規定する罪

(25) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第五条第一項、第六条第一項又は第七条第六項から第八項までに規定する罪

(26) 組織的犯罪処罰法第三条第一項（同項第二号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）若しくは第二項（同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）、第七条（同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第七条の二第二項、第九条第一項から第三項まで又は第十条第一項に規定する罪

(27) 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪

～|| 組織的犯罪処罰法第七条、第七条の二又は第九条から第十一条までに規定する罪

〔四十八～五十三 略〕

五十四 会社法第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪

〔五十五～五十八 略〕

〔号の細分を加える。〕

〔四十八～五十三 同上〕

五十四 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪

〔五十五～五十八 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則(平成三年国家公安委員会規則第四号)

の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下「法」という。)(第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のおりとする。</p> <p>〔一〇四十 略〕</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号並びに第十三条の二第十三号において「麻薬特例法」という。)(第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p> <p>〔イ〇ホ 略〕</p> <p>〔四十二〇四十六 略〕</p> <p>四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)(第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p> <p>〔イ〇ハ 略〕</p> <p>ニ 組織的犯罪処罰法第六条に規定する罪</p> <p>ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪</p>	<p>(暴力的不法行為等)</p> <p>第一条 〔同上〕</p> <p>〔一〇四十 同上〕</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号及び第十三条の二第十三号において「麻薬特例法」という。)(第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p> <p>〔イ〇ホ 同上〕</p> <p>〔四十二〇四十六 同上〕</p> <p>四十七 〔同上〕</p> <p>〔イ〇ハ 同上〕</p> <p>ニ 組織的犯罪処罰法第六条、第七条又は第九条から第十一条までに規定する罪</p> <p>〔号の細分を加える。〕</p>

- 
- (1) 爆発物取締罰則第三条に規定する罪
  - (2) 刑法第七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第二項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二又は第二百三十六条に規定する罪
  - (3) 労働基準法第一百七十七条に規定する罪
  - (4) 職業安定法第六十三条に規定する罪
  - (5) 児童福祉法第六十条第一項に規定する罪
  - (6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八又は第十号の九に規定する罪
  - (7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項に規定する罪
  - (8) 競馬法第三十条第三号に規定する罪
  - (9) 自転車競技法第五十六条第二号に規定する罪
  - (10) 小型自動車競走法第六十一条第二号に規定する罪
  - (11) モーターボート競走法第六十五条第二号に規定する罪
  - (12) 覚せい剤取締法第四十一条第一項、第四十一条の二第二項若しくは第二項、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第四十一条の四第一項第三号から第五号までに規定する罪
  - (13) 旅券法第二十三条第一項第一号に規定する罪
-

- 
- (14) 出入国管理及び難民認定法第七十四条第一項、第七十四条の二第二項、第七十四条の四第一項、第七十四条の六の二第二項又は第七十四条の八第二項に規定する罪
- (15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪
- (16) 武器等製造法第三十一条第一項、第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第四号（猟銃の製造に係る部分に限る。）に規定する罪
- (17) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条に規定する罪
- (18) 売春防止法第八条第一項（第七条第二項に係る部分に限る。）、第十一条第二項、第十二条又は第十三条に規定する罪
- (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪
- (20) 著作権法第百十九条第二項第三号に規定する罪
- (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号又は第十四号に規定する罪
-



罪

(22) 火炎びんの使用等の処罰に関する法律第二条第一項に規定する罪

(23) 貸金業法第四十七条第一号又は第二号に規定する罪

(24) 麻薬特例法第六条第一項に規定する罪

(25) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第五条第一項、第六条第一項又は第七条第六項から第八項までに規定する罪

(26) 組織的犯罪処罰法第三条第一項（同項第二号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）若しくは第二項（同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）、第七条（同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第七条の二第二項、第九条第一項から第三項まで又は第十条第一項に規定する罪

(27) 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪

～|| 組織的犯罪処罰法第七条、第七条の二又は第九条から第十一条までに規定する罪

〔四十八～五十三 略〕

五十四 会社法第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪

〔五十五～五十八 略〕

〔号の細分を加える。〕

〔四十八～五十三 同上〕

五十四 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪

〔五十五～五十八 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正)

第四条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則(平成三年国家公安委員会規則第八号

)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後

銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

〔一〕四十 略〕

四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〕ホ 略〕

〔四十二〕四十六 略〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〕ハ 略〕

ニ 組織的犯罪処罰法第六条に規定する罪

ホ|| 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

(1) 爆発物取締罰則第三条に規定する罪

改正前

銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

〔一〕四十 同上〕

四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〕ホ 同上〕

〔四十二〕四十六 同上〕

四十七 〔同上〕

〔イ〕ハ 同上〕

ニ 組織的犯罪処罰法第六条、第七条又は第九条から第十一条までに規定する罪

〔号の細分を加える。〕

- 
- (2) 刑法第七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第二項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二又は第二百三十六条に規定する罪
- (3) 労働基準法第一百七十七条に規定する罪
- (4) 職業安定法第六十三条に規定する罪
- (5) 児童福祉法第六十条第一項に規定する罪
- (6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八又は第十号の九に規定する罪
- (7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項に規定する罪
- (8) 競馬法第三十条第三号に規定する罪
- (9) 自転車競技法第五十六条第二号に規定する罪
- (10) 小型自動車競走法第六十一条第二号に規定する罪
- (11) モーターボート競走法第六十五条第二号に規定する罪
- (12) 覚せい剤取締法第四十一条第一項、第四十一条の二第二項若しくは第二項、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第四十一条の四第一項第三号から第五号までに規定する罪
- (13) 旅券法第二十三条第一項第一号に規定する罪
- (14) 出入国管理及び難民認定法第七十四条第一項、第七十四条の
-

- 
- 二第二項、第七十四条の四第一項、第七十四条の六の二第二項又は第七十四条の八第二項に規定する罪
- (15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪
- (16) 武器等製造法第三十一条第一項、第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第四号（猟銃の製造に係る部分に限る。）に規定する罪
- (17) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条に規定する罪
- (18) 売春防止法第八条第一項（第七条第二項に係る部分に限る。）、第十一条第二項、第十二条又は第十三条に規定する罪
- (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪
- (20) 著作権法百十九条第二項第三号に規定する罪
- (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号又は第十四号に規定する罪
-

<p>(22) 火炎びんの使用等の処罰に関する法律第二条第一項に規定する罪</p> <p>(23) 貸金業法第四十七条第一号又は第二号に規定する罪</p> <p>(24) 麻薬特例法第六条第一項に規定する罪</p> <p>(25) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第五条第一項、第六条第一項又は第七条第六項から第八項までに規定する罪</p> <p>(26) 組織的犯罪処罰法第三条第一項（同項第二号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）若しくは第二項（同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）、第七条（同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第七条の二第二項、第九条第一項から第三項まで又は第十条第一項に規定する罪</p> <p>(27) 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪</p> <p>～   組織的犯罪処罰法第七条、第七条の二又は第九条から第十一条までに規定する罪</p> <p>〔四十八～五十三 略〕</p> <p>五十四 会社法第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪</p> <p>〔五十五～五十八 略〕</p>	<p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>〔四十八～五十三 同上〕</p> <p>五十四 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪</p> <p>〔五十五～五十八 同上〕</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。





(国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部改正)

第五条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安

委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(以下「法」という。)<u>第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</u></p> <p>〔一〕四十 略〕</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。)<u>第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</u></p> <p>〔イ〕ホ 略〕</p> <p>〔四十二〕四十六 略〕</p> <p>四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。)<u>第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</u></p> <p>〔イ〕ハ 略〕</p> <p>ニ 組織的犯罪処罰法第六条に規定する罪</p> <p>ホ   組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>〔一〕四十 同上〕</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(平成三年法律第九十四号。以下この号において「麻薬特例法」という。)<u>第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</u></p> <p>〔イ〕ホ 同上〕</p> <p>〔四十二〕四十六 同上〕</p> <p>四十七 「同上」</p> <p>〔イ〕ハ 同上〕</p> <p>ニ 組織的犯罪処罰法第六条、第七条又は第九条から第十一条までに規定する罪</p> <p>「号の細分を加える。」</p>

- 
- (1) 爆発物取締罰則第三条に規定する罪
  - (2) 刑法第七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第二項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二又は第二百三十六条に規定する罪
  - (3) 労働基準法第一百七十七条に規定する罪
  - (4) 職業安定法第六十三条に規定する罪
  - (5) 児童福祉法第六十条第一項に規定する罪
  - (6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八又は第十号の九に規定する罪
  - (7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項に規定する罪
  - (8) 競馬法第三十条第三号に規定する罪
  - (9) 自転車競技法第五十六条第二号に規定する罪
  - (10) 小型自動車競走法第六十一条第二号に規定する罪
  - (11) モーターボート競走法第六十五条第二号に規定する罪
  - (12) 覚せい剤取締法第四十一条第一項、第四十一条の二第二項若しくは第二項、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第四十一条の四第一項第三号から第五号までに規定する罪
  - (13) 旅券法第二十三条第一項第一号に規定する罪
-

- 
- (14) 出入国管理及び難民認定法第七十四条第一項、第七十四条の二第二項、第七十四条の四第一項、第七十四条の六の二第二項又は第七十四条の八第二項に規定する罪
- (15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪
- (16) 武器等製造法第三十一条第一項、第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第四号（猟銃の製造に係る部分に限る。）に規定する罪
- (17) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条に規定する罪
- (18) 売春防止法第八条第一項（第七条第二項に係る部分に限る。）、第十一条第二項、第十二条又は第十三条に規定する罪
- (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪
- (20) 著作権法第百十九条第二項第三号に規定する罪
- (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号又は第十四号に規定する罪
-

罪

(22) 火炎びんの使用等の処罰に関する法律第二条第一項に規定する罪

(23) 貸金業法第四十七条第一号又は第二号に規定する罪

(24) 麻薬特例法第六条第一項に規定する罪

(25) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第五条第一項、第六条第一項又は第七条第六項から第八項までに規定する罪

(26) 組織的犯罪処罰法第三条第一項（同項第二号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）若しくは第二項（同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）、第七条（同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第七条の二第二項、第九条第一項から第三項まで又は第十条第一項に規定する罪

(27) 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪

～|| 組織的犯罪処罰法第七条、第七条の二又は第九条から第十一条までに規定する罪

〔四十八～五十三 略〕

五十四 会社法第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪

〔五十五～五十八 略〕

〔号の細分を加える。〕

〔四十八～五十三 同上〕

五十四 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪

〔五十五～五十八 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正)

第六条 確認事務の委託の手續等に関する規則(平成十六年国家公安委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>「一〇四十 略」</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号及び第四十七号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p> <p>「イ〇ホ 略」</p> <p>「四十二〇四十六 略」</p> <p>四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p> <p>「イ〇ハ 略」</p> <p>ニ 組織的犯罪処罰法第六条に規定する罪</p> <p>ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪</p> <p>(1) 爆発物取締罰則第三条に規定する罪</p>	<p>(暴力的不法行為その他の罪に当たる行為)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>「一〇四十 同上」</p> <p>四十一 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成三年法律第九十四号。以下この号において「麻薬特例法」という。）第三章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p> <p>「イ〇ホ 同上」</p> <p>「四十二〇四十六 同上」</p> <p>四十七 「同上」</p> <p>「イ〇ハ 同上」</p> <p>ニ 組織的犯罪処罰法第六条、第七条又は第九条から第十一条までに規定する罪</p> <p>「号の細分を加える。」</p>



- 
- (2) 刑法第七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第二項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二又は第二百三十六条に規定する罪
- (3) 労働基準法第一百七十七条に規定する罪
- (4) 職業安定法第六十三条に規定する罪
- (5) 児童福祉法第六十条第一項に規定する罪
- (6) 金融商品取引法第九十七条の二第十号の四、第十号の五、第十号の八又は第十号の九に規定する罪
- (7) 大麻取締法第二十四条第一項又は第二十四条の二第二項に規定する罪
- (8) 競馬法第三十条第三号に規定する罪
- (9) 自転車競技法第五十六条第二号に規定する罪
- (10) 小型自動車競走法第六十一条第二号に規定する罪
- (11) モーターボート競走法第六十五条第二号に規定する罪
- (12) 覚せい剤取締法第四十一条第一項、第四十一条の二第二項若しくは第二項、第四十一条の三第一項第一号、第三号若しくは第四号若しくは第二項（同条第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。）又は第四十一条の四第一項第三号から第五号までに規定する罪
- (13) 旅券法第二十三条第一項第一号に規定する罪
- (14) 出入国管理及び難民認定法第七十四条第一項、第七十四条の
-

- 
- 二第二項、第七十四条の四第一項、第七十四条の六の二第二項又は第七十四条の八第二項に規定する罪
- (15) 麻薬及び向精神薬取締法第六十四条第一項、第六十四条の二第一項若しくは第二項、第六十四条の三第一項若しくは第二項、第六十五条第一項若しくは第二項又は第六十六条第一項（小分け、譲渡し、譲受け及び所持に係る部分に限る。）に規定する罪
- (16) 武器等製造法第三十一条第一項、第三十一条の二第一項又は第三十一条の三第四号（猟銃の製造に係る部分に限る。）に規定する罪
- (17) 出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第五条に規定する罪
- (18) 売春防止法第八条第一項（第七条第二項に係る部分に限る。）、第十一条第二項、第十二条又は第十三条に規定する罪
- (19) 銃砲刀剣類所持等取締法第三十一条第二項若しくは第三項、第三十一条の二第一項、第三十一条の三第三項若しくは第四項、第三十一条の四第一項若しくは第二項、第三十一条の七第一項、第三十一条の八、第三十一条の九第一項、第三十一条の十一第一項第一号若しくは第二号又は第三十一条の十三に規定する罪
- (20) 著作権法百十九条第二項第三号に規定する罪
- (21) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十五条第一項第一号、第二号、第八号、第九号、第十三号又は第十四号に規定する罪
-

<p>(22) 火炎びんの使用等の処罰に関する法律第二条第一項に規定する罪</p> <p>(23) 貸金業法第四十七条第一号又は第二号に規定する罪</p> <p>(24) 麻薬特例法第六条第一項に規定する罪</p> <p>(25) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第五条第一項、第六条第一項又は第七条第六項から第八項までに規定する罪</p> <p>(26) 組織的犯罪処罰法第三条第一項（同項第二号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）若しくは第二項（同条第一項第二号から第四号まで、第七号から第十号まで、第十二号、第十四号及び第十五号に係る部分に限る。）、第七条（同条第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。）、第七条の二第二項、第九条第一項から第三項まで又は第十条第一項に規定する罪</p> <p>(27) 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第四項に規定する罪</p> <p>～   組織的犯罪処罰法第七条、第七条の二又は第九条から第十一条までに規定する罪</p> <p>〔四十八～五十三 略〕</p> <p>五十四 会社法第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪</p> <p>〔五十五～五十八 略〕</p>	<p>〔号の細分を加える。〕</p> <p>〔四十八～五十三 同上〕</p> <p>五十四 会社法（平成十七年法律第八十六号）第九百七十条第二項から第四項までに規定する罪</p> <p>〔五十五～五十八 同上〕</p>
---	---

備考 表中の「」の記載は注記である。



（犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則の一部改正）

第七条 犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実施に関する規則（平成十九年国家

公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">(捜査機関等への情報提供等)</p> <p>第六条 法第十三条第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供は、取引の相手方及び態様、特定事業者が届出を行う理由その他の疑わしい取引に関する情報に係る事項を総合的に勘案し、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員、税関職員、徴税吏員、公正取引委員会の職員(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号) 第一百一条第一項の指定を受けた者に限る。)若しくは証券取引等監視委員会の職員(以下「検察官等」という。)による同項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認められるときに行うものとする。</p> <p>〔2〕4 略〕</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">(捜査機関等への情報提供等)</p> <p>第六条 法第十三条第一項の規定による疑わしい取引に関する情報の提供は、取引の相手方及び態様、特定事業者が届出を行う理由その他の疑わしい取引に関する情報に係る事項を総合的に勘案し、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員又は税関職員若しくは証券取引等監視委員会の職員(以下「検察官等」という。)による同項に規定する罪に係る刑事事件の捜査又は犯則事件の調査に資すると認められるときに行うものとする。</p> <p>〔2〕4 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

この規則は、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。